

**山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会  
第3回検討委員会**

令和5年8月23日（水）  
山形県自治会館201号室

- 1 開 会
- 2 県教育委員会挨拶
- 3 報告・協議
  - (1) 令和4年度入学者選抜方法改善検討委員会の協議内容について  
(報告)
  - (2) 検討課題について（協議）  
各高等学校のアドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れ  
について 他
  - (3) その他
- 4 その他
- 5 閉 会

## 山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会

### 1 検討委員

	選任依頼先	所属	職名	氏名
1	有識者	県立米沢栄養大学・県立米沢女子短期大学	学長(委員長)	阿部 宏慈
2	有識者	東北文教大学人間科学部人間関係学科	教授(学科長)	花屋 道子
3	有識者	山形大学地域教育文化学部	准教授	平林 真伊
4	山形県市町村教育委員会協議会教育長会	大石田町教育委員会	教育長	本多 諭
5	山形県PTA連合会	母親委員会	委員長	高橋 あゆみ
6	山形県教職員組合	山形県教職員組合本部	執行委員長	遠藤 学
7	山形県私立中学高等学校協会	新庄東高等学校	校長	田宮 邦彦
8	山形県連合小学校長会	山形市立第四小学校	校長	村上 ゆかり
9	山形県中学校長会	山形市立第一中学校	校長	田中 克
10	山形県高等学校長会	県立荒砥高等学校	校長	地主 佳子

### 2 専門委員

	選任依頼先	所属	職名	氏名
1	県公立高等学校教頭会	県立山形中央高等学校	教頭	後藤 大助
2	県公立高等学校教頭会	県立新庄北高等学校(定時制)	教頭	松澤 新
3	県小中学校教頭会	山形市立第一中学校	教頭	三浦 浩子
4	県小中学校教頭会	山形市立蔵王第二中学校	教頭	瀧川 志保
5	県教育センター	県教育センター研究・情報課	課長	小池 正春
6	県教育局	義務教育課	課長補佐	佐藤 紀之
7	県教育局	高校教育課	課長補佐	黒木 晃
8	県教育局	特別支援教育課	課長補佐	伊東 達
9	県教育局	スポーツ保健課	課長補佐	高橋 愛

### 3 事務局

	所属	職名	氏名	
1	県教育局	教育次長	吉田 直史	
2	県教育局	高校教育課	課長	米野 和徳
3	県教育局	義務教育課	課長	石原 敏行
4	県教育局	高校教育課	課長補佐	黒木 晃
5	県教育局	義務教育課	課長補佐	佐藤 紀之
6	県教育局	特別支援教育課	課長補佐	伊東 達
7	県教育局	スポーツ保健課	課長補佐	高橋 愛
8	県教育局	義務教育課	主任指導主事	天野 岳彦
9	県教育局	高校教育課	主任指導主事	黒沼 直洋
10	県教育局	義務教育課	指導主事	佐藤 高志
11	県教育局	高校教育課	指導主事	叶内 有希絵
12	県教育局	高校教育課	指導主事	東 博一

# 山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会

## 第3回検討委員会座席表

### 議 長

○阿部 宏慈  
県立米沢栄養大学長  
県立米沢女子短期大学長

○平林 真伊  
山形大学地域教育文化学部  
准教授

○遠藤 学  
山形県教職員組合本部  
執行委員長

○村上 ゆかり  
山形市立第四小学校  
校長

○田中 克  
山形市立第一中学校  
校長

○花屋 道子  
東北文教大学人間科学部  
人間関係学科長 教授

○本多 諭  
大石田町教育委員会  
教育長

○高橋 あゆみ  
山形県PTA連合会  
母親委員会 委員長

○田宮 邦彦  
新庄東高等学校  
校長

○地主 佳子  
県立荒砥高等学校  
校長

石原敏行  
義務教育課  
課長

吉田直史  
教育次長

米野和徳  
高校教育課  
課長

天野岳彦  
義務教育課  
主任指導主事

佐藤紀之  
義務教育課  
課長補佐

黒木 晃  
高校教育課  
課長補佐

黒沼直洋  
高校教育課  
主任指導主事

叶内有希絵  
高校教育課  
指導主事

東 博一  
高校教育課  
指導主事

### 3 報告・協議

#### (1) 令和4年度入学者選抜方法改善検討委員会の協議内容について (報告)

##### ① 検討課題

- ア 各高等学校のアドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れについて
- イ 受検機会の改善について
- ウ 入学定員の充足率の向上

##### ② 検討の経過

令和4年9月の第1回検討委員会及び令和5年1月の第2回検討委員会において、上記①のア～ウについて協議し、「時間をかけて継続して検討するもの」と、「急ぎ検討し改善の方向性を示すもの」について整理し、検討を深めてきた。

##### (a) 継続して検討するもの

上記①のア及びイについては、現行の入学者選抜制度の在り方に大きな影響を与えるものであることから、時間をかけて継続して検討することとした。

アは各高等学校が策定するアドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れについて、イは普通科の入学者選抜における受検機会の複数化や志願者がより出願しやすい入学者選抜制度の在り方について、それぞれ検討した。

第2回検討委員会において、ア及びイについては「現行の推薦入学者選抜を廃止し、各高等学校のアドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜を実施すること」を基本に、一つの項目として継続して検討することとした。

##### (b-1) 改善の方向性が示されたもの

上記①のウのうち、入学定員の充足率の向上や学校・学科の活性化について、少しでも早い実施に向けて検討する必要があることから、急ぎ検討した結果、「県外からの志願者受入れの拡大」について、以下のとおり改善の方向性が示された。なお、その他充足率向上に資する入学者選抜制度の在り方については(1)と同様、時間をかけて継続して検討することとした。

- I 一般入学者選抜において県外からの受入れを行っている県内唯一の学科である山形北高等学校音楽科及び加茂水産高等学校水産科について、推薦入学者選抜においても受入れを行うことができることとする。
- II 入学者が定員に満たない状況が続く学校・学科について、現行の入学者選抜制度の中で県外からの志願者の受入れを行うことができることとする。

なお、上記 I における「山形北高等学校音楽科及び加茂水産高等学校水産科」については、入学者が定員に満たない状況が続いていることから、同 II において一体的に扱うこととした。

## (b-2) 改善方針の策定 及び 要綱の改正

上記②の(2)のとおり改善の方向性が示され、令和5年3月に県教育委員会が「山形県公立高等学校入学者選抜方法県外からの志願者受入れに係る改善方針」を策定した。

### 【改善方針】

公立高等学校入学者選抜において、小規模校及び県内唯一の学科を対象に実施している県外からの志願者受入れについて、その対象を、「入学者が定員に満たない状況が続く学校・学科」に拡大し、令和6年度入学者選抜から実施する。

改善方針を踏まえ、令和5年3月に「山形県公立高等学校一般入学者選抜における県外志願者受入れに関する要綱」の一部を改正した。

### 【改正の概要】

- ・要綱の名称を「山形県公立高等学校一般入学者選抜における県外志願者受入れに関する要綱」から「山形県公立高等学校入学者選抜における県外志願者受入れに関する要綱」に変更。
- ・一般入学者選抜だけの受入れから、推薦入学者選抜および一般入学者選抜での受入れを可能にした。
- ・受入れの要件が「県内唯一の学科」「直近5年間における最終倍率の平均値が1倍に満たない学科」から、「直近3年における入学定員に対する合格者数の割合が連続して8割に満たない学科」に変更。

### 3 報告・協議

#### (2) 検討課題について（協議）

##### ① 継続して検討するものについて

ア 各高等学校のアドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れについて

イ 受検機会の改善について

##### 【ア、イの具体案】

###### (ア) 名称について

前期選抜（各校の特色に応じた検査内容による選抜）

後期選抜（国数社理英の学力検査による選抜）

###### (イ) 実施時期

前期選抜 2月初め頃とし固定化はしない

後期選抜 現行の一般入学者選抜と同じ  
(本検査3月7日、追検査3月12日)

###### (ウ) 検査内容

前期選抜 県で前期選抜における検査内容の例を示し各校が選択する

後期選抜 国数社理英の学力検査及び適性検査等

###### (エ) 志願資格

前期選抜 成績（評定）、スポーツ的活動、文化的活動、ボランティア活動、取得資格等の要件については、各学校で定めることとする

なお、成績（評定）の要件を設ける場合には、その基準は各学校で定めることとする

後期選抜 現行の一般入学者選抜と同じ

###### (オ) 募集人員

前期選抜 定員の5%以上50%以内とし、各学校が設定する（ただし、音楽科は60%程度、体育科は80%程度）

後期選抜 前期選抜の残り

##### (第3回専門委員会における検討の視点)

○ 入学者選抜方法の名称として受検者や一般県民にも伝わりやすいものはどのようなものか

○ アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜の実施時期及び実施日の固定化

について

- 各学校における選抜方法について
- 受検する際の志願資格について
- アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜を実施した場合の中学校や高等学校への影響について

(第3回専門委員会における意見)

- シンプルな名称が望ましいが、名称から中学生等に伝わる工夫も必要
- 推薦入選に替わる入選はこれまでより時期を早めない方がよい
- 検査内容はある程度県で示したパッケージから各校が選択する方がよい
- 評定などの成績要件による志願資格は必要ではないか
- 中学校では同時期に公私立それぞれに対する指導をすることの困難さがある
- 倍率がある程度出ている高校では過密なスケジュールの中で入選業務をしなければならぬ

(第4回専門委員会における検討状況) ○肯定的な意見 ●否定的な意見 △その他

(ア) 名称について

案	「前期選抜」(アドミッション・ポリシーに基づく選抜) 「後期選抜」(学力検査による選抜)
意見	○名称が定着してくれば、シンプルでわかりやすい ●定着するまでは括弧書きがないとわかりにくい ●特色選抜(特色校選抜)と一般選抜ではいかがか ●括弧内が方針と手段になっており統一感がない

→括弧内の表記を改めるとともに、全ての生徒が2回の受検機会に挑戦しやすい名称としたい

(イ) 実施時期

案	前期選抜(仮)は2月初め頃とし固定化はしない 後期選抜(仮)は現行通り(本検査3月7日、追検査3月12日)
意見	●もっと早く、12月に実施するなどしては ●2月の第1金曜日などに固定してはどうか ○3月7日の学力検査からの日程を遡って設定すると固定化は難しい △1月中下旬だと高校側の進路指導(大学入試)と重なるので難しい

→後期選抜の日程を踏まえ、案の通りとしたい

(ウ) 選抜方法

案	前期選抜（仮）は県でアドミッション・ポリシーに基づく選抜方法の例を示し各校が選択する 後期選抜（仮）は学力検査、調査書による
意見	●集団面接に限らず個人面接も選択できるとよい ●小論文は中学校には根付いていないので作文でよいのではないか △パターンからの選択でなく個々の検査内容を取捨選択することも考えられる

→項目を「検査内容」に改めるとともに、前期選抜では検査内容の例を示しつつ、各学校で柔軟に対応できるようにしたい

(エ) 志願資格

案	前期選抜（仮）は成績要件を必須とする 後期選抜（仮）は現行通り
意見	●特定の教科が飛び抜けて良い生徒もいるので、一律の必須要件でなくてもよいのではないか ●要件は学校が自由に設定してもよいのではないか（成績だけでなく、スポーツ的活動、文化的活動、ボランティア活動、取得資格なども含め） ○入学後は前期選抜の生徒も後期選抜の生徒も同じ教育課程で学ぶことになることを考えると成績要件はあってもよいのではないか

→前期選抜については成績要件も含め各学校が定めることとしたい

(オ) 募集人員

案	前期選抜（仮）における募集人員は定員の5%～50%とし、各学校が設定する（ただし、音楽科は60%程度、体育科は80%程度） 後期選抜（仮）における募集人員は前期選抜（仮）の残り
意見	●学校によっては前期選抜だけで、後期選抜の志願者がいないことも考えられるのではないか ○学校の選択肢が増えたと考えればよいのではないか

→案の通りとしたい



## ウ 入学定員の充足率向上

### 【ウの具体案】

上記ア及びイによる入学者選抜方法の変更による充足率の推移を見ることとし、2次募集や第2志願校等、様々な出願方法の在り方について継続して検討することとする。

### (第3回専門委員会における検討の視点)

- 様々な出願方法の在り方について
  - ・ 2次募集
  - ・ 第2志願校
  - 等

### (第3回専門委員会における意見)

- 第2志望や2次募集については中学校の立場からすると違和感がある
- 2次募集などは定時制の学校には意外にあうところがあるかもしれない
- 募集定員の見直しや学校の再編整備など、別の部分で見直しを進めなければならぬところもあるのではないか
- (2次募集は) 産業系高校はよいだろうが、普通科は難しいのではないか

### (第4回専門委員会における検討状況) ○肯定的な意見 ●否定的な意見 △その他

案	上記ア及びイによる入学者選抜方法の変更による充足率の推移を見ることとし、継続して検討することとする
意見	△特になし

→案の通りとしたい

### 3 報告・協議

#### (3) その他

① 今後の進め方について

ア 第5回専門委員会（9月開催予定）

- ・ 第3回検討委員会協議内容の報告
- ・ 検討課題について協議

イ 第4回検討委員会（10月開催予定）

- ・ 最終報告案の審議

ウ 報告書の手交（12月予定）

- ・ 委員長から教育長へ報告書の手交

# 山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会設置要綱

山形県教育委員会

令和4年6月設置

## 第1条（目的及び設置）

本県における公立高等学校の入学者選抜の在り方について、県民各層から広く意見を聞き、これらを今後の改善に反映させるため、山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

- 2 検討委員会の設置期間は、令和4年6月から令和6年3月31日までとする。

## 第2条（構成）

検討委員会の委員は、県内の有識者、PTA関係者、中学校・高等学校等学校関係者及び教育行政関係者の中から、教育長が委嘱する者をもって構成する。

- 2 委員の任期は、委嘱した日から令和6年3月31日までとする。

## 第3条（運営）

検討委員会は、教育長がこれを招集する。

- 2 検討委員会には委員長を置き、教育長がこれを任命する。委員長は、検討委員会の会務を統括する。
- 3 検討委員会には副委員長を置き、委員長がこれを指名する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 検討委員会の議長は、委員長をもって充てる。

## 第4条（専門委員会の設置）

検討委員会のもとに、具体的な事項について研究・協議するため専門委員会を置く。

- 2 専門委員会の委員は、中学校・高等学校の学校関係者及び教育行政関係者の中から教育長が委嘱する者をもって構成する。
- 3 専門委員会には議長を置き、教育庁高校教育課課長補佐（教育担当）をもって充てる。
- 4 専門委員会は、検討委員会委員長の指示を受け、議長がこれを招集する。

## 第5条（参考意見の聴取）

検討委員会の委員長及び専門委員会の議長は、特に必要があると認めた場合、委員会に有識者等を招き、意見を聞くことができる。

## 第6条（事務局及び庶務）

検討委員会の事務局は、教育庁高校教育課及び義務教育課に置き、庶務は高校教育課において処理する。

## 第7条（補足）

この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。